

質問回答書

契約番号 _____

件 名 令和8年度 ブロック塀等改善事業業務委託 _____

質 問	回 答
業務責任者と調査員（従事者）は兼任可能でしょうか？	<p>業務責任者が調査員を兼任することについては妨げるものではありません。</p> <p>ただし、委託仕様書の「4 業務従事者の要件」の(1)において、業務責任者（統括）は「本業務委託に従事する者に対して、適切に指導のうえ、業務に従事させること。」と規定しています。</p> <p>そのため、委託仕様書の「5 業務内容」の全業務において、業務責任者（統括）の役割が適切に履行されるようにしてください。</p> <p>また、横浜市からの業務連絡や市民からの問合せ等に対応する事務局の設置（委託仕様書「6 事務局の設置」）や、業務を履行するうえで必要な人員を配置し、業務責任者（統括）の下、業務体制を構築してください。</p>
提出書類の④ 建築士法第二条に規定されている建築士の在籍を証する書類は、どのようなものでしょうか？	<p>一級建築士登録証明書の写し、二級・木造建築士免許証明書の写しと合わせて以下に示す所属の証明ができるいずれかの書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">(1)雇用保険等の資格取得確認通知書等の写し(2)住民税特別徴収税額通知書の写し、被保険者標準報酬決定通知書等の写し(3)その他、当該建築士の在籍が確認できる公的機関から発行された書類